

虐待防止マニュアル

令和4年4月1日

児童発達支援事業所みつける

(目的) 第1条

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、株式会社まんなかが運営する児童発達支援事業所みつける（以下「施設」という。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

（虐待の定義） 第2条 「虐待」とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の職員としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与え言動を行うこと。

（虐待防止対応責任者） 第3条

1. 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
2. 虐待防止対応責任者は、管理者とする。

（虐待防止受付担当者） 第4条

1. 児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という。）が虐待の報告を行いややすくするため、虐待防止受付担当者を置く。
2. 虐待防止担当者は、管理者が兼任する。

（虐待報告等の受付） 第5条

1. 虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を隨時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。
2. 虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付 経過記録書を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

(虐待への対応) 第 6 条

- 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに虐待の通報を行う。
- 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。
- 虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

(虐待を受けた児童や家族への対応) 第 7 条

- 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。
- 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心できる環境づくりを行う。
- 管理者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置) 第 8 条

- 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童とも協議の場を設ける。
- 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待防止のための措置) 第 9 条

- 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。
- 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、ホームページ等に記載し、周知する。

(虐待対応の記録・報告) 第 10 条

- 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
- 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、隨時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

附則 1 このマニュアルは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

児童発達支援事業所みつける 虐待防止委員会 規程

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、細川 かおりとする。
- 2) 委員には、児童発達支援管理責任者、苦情解決責任者を加える。
- 3) 委員には、必要ある場合には第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会、研修は年最低1回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは委員長が招集し、開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞があるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- 5) 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

虐待防止委員会

委員長：細川 かおり（作業療法士）

委員：三木 絵梨香（苦情解決責任者）坂本 羊（児童発達支援管理責任者）

藤本 ゆう子（保育士） 瀧 彩（身体拘束適正化委員長 保育士）

秋山 桃代（感染対策委員長 保育士） 松永 唯（作業療法士）

出口 彩果（事務職）

障害児虐待が疑われる場合の事業所がとるべき対応フロー図

